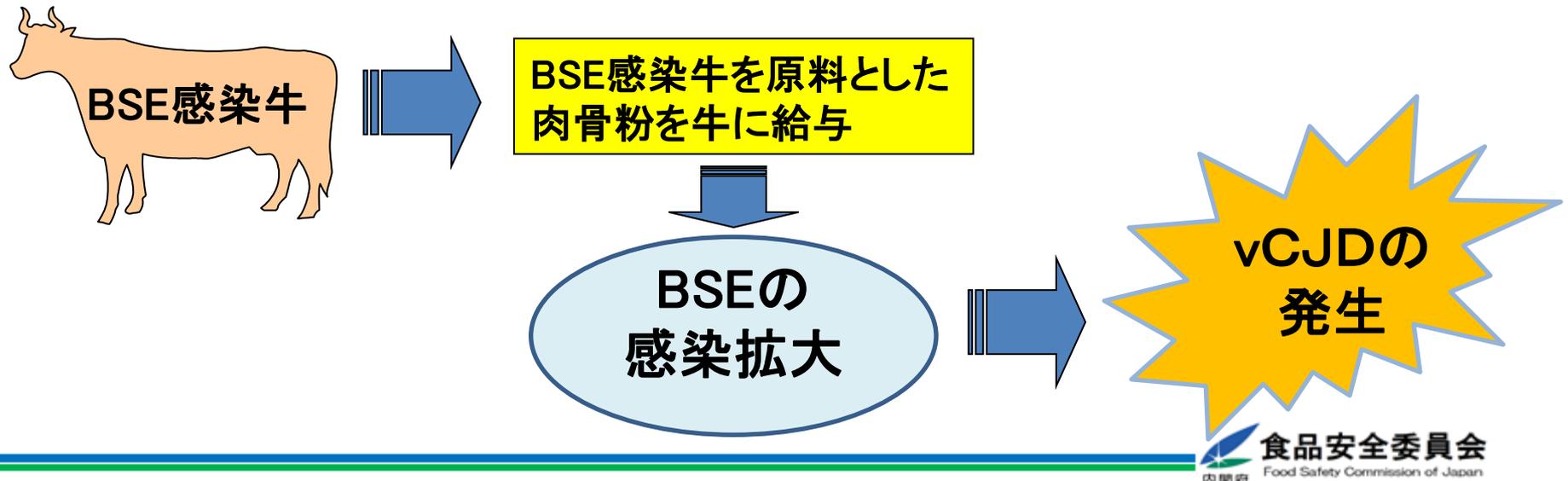


# 国産牛のBSE対策の見直しについて

宮城県環境生活部  
食と暮らしの安全推進課

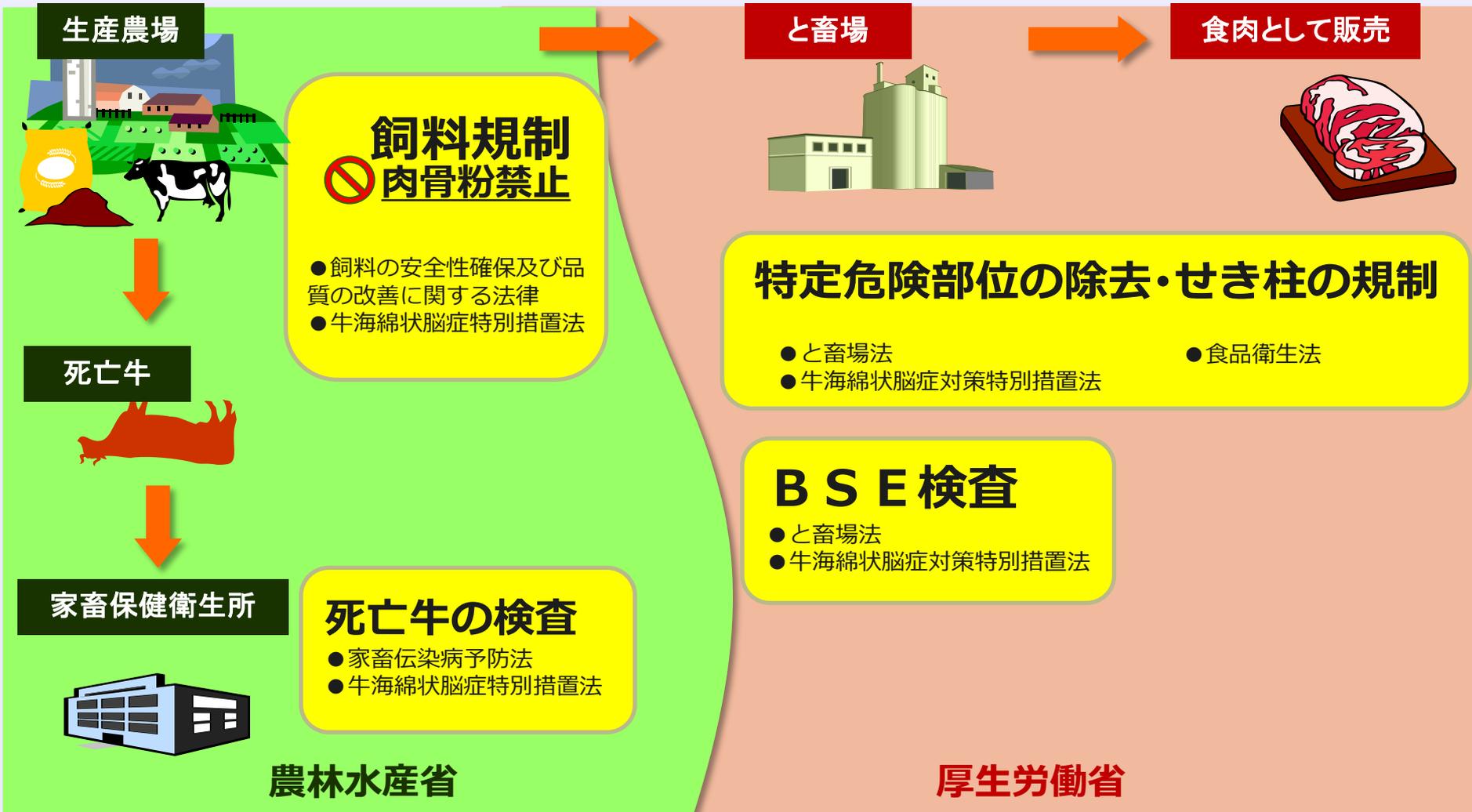
# 牛海綿状脳症 (BSE) とは

- BSEは牛の病気の一つ。「BSEプリオン」と呼ばれる病原体が、主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し、死亡する。脳から異常プリオンたん白質を検出することにより診断。現在のところ、生前診断法はない。
- この病気が牛の間で広まったのは、BSE感染牛を原料とした肉骨粉を飼料として使ったことが原因と考えられている。
- 1995年、英国で変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD) 患者が初めて確認された。vCJDは、BSEプリオンの摂取によることが示唆されている。
- 日本では、これまでにvCJD患者が1人確認されているが、英国滞在時に感染した可能性が有力と考えられている。



# 国産牛のBSE対策の概要

- 飼料規制などの生産段階からと畜、販売の各段階における規制により、食肉の安全性を確保



<トレーサビリティ（農林水産省所管トレーサビリティ法）（注）>

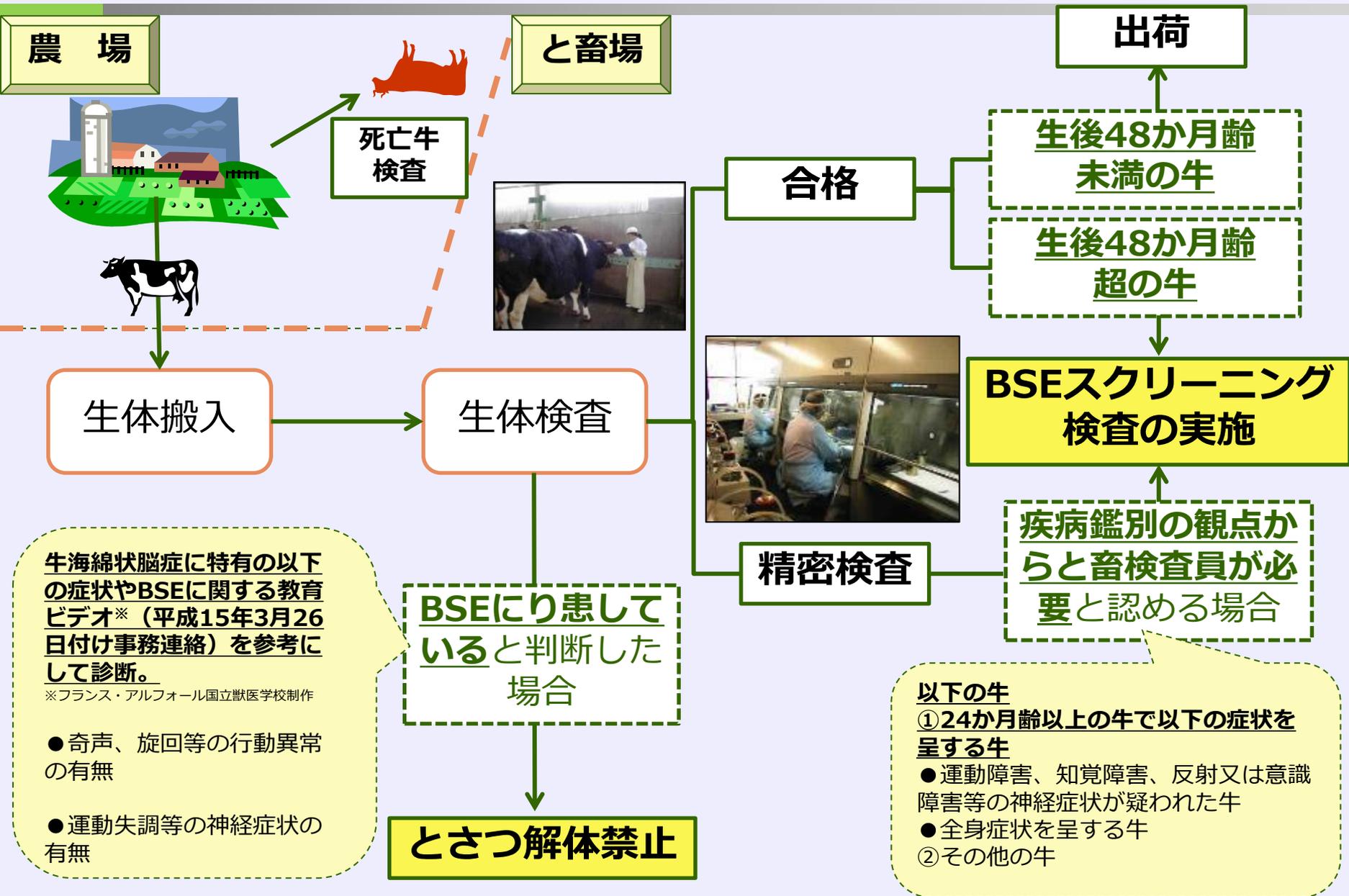
（注） 個体識別番号により、その牛が、いつどこで生まれ、飼育され、と畜されたかなどが確認できる。



# BSE対策の経緯

	国内			輸入	
	検査対象	SRM除去	その他の動き	米国・カナダ	ヨーロッパ等
H 8. 3 H12. 12					英国産:禁止 EU産:禁止
H13. 9 H13. 10	国内で1頭目のBSE感染牛確認				
H14. 6 H15. 5 H15. 12	全頭検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除去・焼却義務づけ               <ul style="list-style-type: none"> <li>-頭部(舌・頬肉以外)</li> <li>-せき髄</li> <li>-扁桃</li> <li>-回腸遠位部</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肉骨粉飼料完全禁止</li> <li>・牛海綿状脳症対策特別措置法の公布</li> </ul>	カナダ産:禁止 米国産:禁止	
H16. 2		・せき柱も使用禁止			
H17. 8 H17. 12 H21. 4 H21. 5	21か月齢以上		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピッシング禁止</li> <li>・OIE総会で「管理されたリスクの国」と認定</li> </ul>	20か月齢以下 輸入再開 ※H18.1~7 混載事例発生のため米国産の輸入手続停止	
H25. 2		・30か月齢超のせき柱使用禁止		30か月齢以下	
H25. 4	30か月齢超	<ul style="list-style-type: none"> <li>除去・焼却義務づけ               <ul style="list-style-type: none"> <li>・30か月齢超の頭部(舌・頬肉以外)、せき髄</li> <li>・全月齢の扁桃、回腸遠位部</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OIE総会で「無視できるリスクの国」と認定</li> </ul>	フランス、オランダ輸入再開 【以降の再開国】 アイルランド、ポーランド、ブラジル、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、イタリア、スイス、リヒテンシュタイン	
H25. 7 H27. 3	48か月齢超	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頭部の皮を除外、脊柱の取扱の変更</li> </ul>			

# と畜場における生体検査及びBSE検査



# 日本におけるBSE検査頭数とBSE感染確認頭数

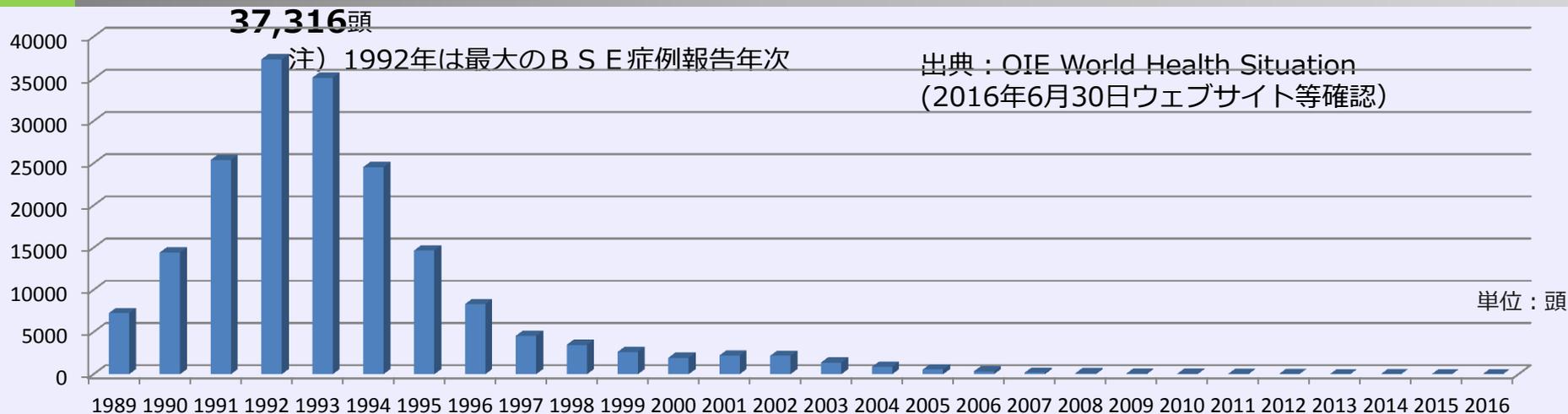
確認時の月齢

	日本国内							宮城県(再掲)			
	BSE検査頭数		BSE確認頭数(平成28年(2016年)3月31日現在)	<21 21-40 41-60 61-80 80>					BSE検査頭数		BSE 確認頭数
	と畜牛	死亡牛							と畜牛	死亡牛	
平成13年度 (2001)	523,591	1,095	3(2)				3(2)		1,050		0
平成14年度 (2002)	1,253,811	4,315	4(4)				3(2)	2(2)	5,586		0
平成15年度 (2003)	1,252,630	48,416	4(3)		2(2)			2(1)	5,888	2,673	0
平成16年度 (2004)	1,265,620	98,656	5(3)			1	1(1)	3(2)	4,856	2,408	0
平成17年度 (2005)	1,232,252	95,244	8(5)			2(1)	4(2)	2(2)	5,418	2,235	0
平成18年度 (2006)	1,218,285	94,749	8(3)				7(2)	1(1)	5,470	2,276	0
平成19年度 (2007)	1,228,256	90,802	3(1)					3(1)	5,663	2,316	0
平成20年度 (2008)	1,241,752	94,452	1					1	5,805	2,170	0
平成21年度 (2009)	1,232,496	96,424	0						6,070	2,381	0
平成22年度 (2010)	1,216,519	105,380	0						5,724	2,526	0
平成23年度 (2011)	1,187,040	104,578	0						5,208	2,795	0
平成24年度 (2012)	1,194,959	106,676	0						5,943	2,940	0
平成25年度 (2013)	447,714	101,337	0						2,134	2,533	0
平成26年度 (2014)	195,640	96,319	0						349	2,344	0
平成27年度 (2015)	189,241	65,277	0						337	1,497	0
合計	14,879,806	1,203,720	36(21)		2(2)	3(1)	17(9)	14(9)	65,501	31,094	0

- (注) ( ) はと畜場で確認された頭数。平成13年(2001年)9月に千葉県で確認された1例目、死亡牛検査で確認された14例を含め、国内ではこれまでに36頭がBSE感染牛として確認
- (注) 平成21年度(2009年度)以降は、BSE感染牛は確認されていない。

# 世界のBSE発生件数の推移

頭数



1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016

	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	7	1	190,670
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	4	1	5,980
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(2)	(3)	(0)	(1)	(1,027)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)		(88)
(アイルランド)	(18)	(246)	(333)	(183)	(126)	(69)	(41)	(25)	(23)	(9)	(2)	(3)	(3)	(1)	(0)	(1)		(1,656)
(ポランド)	(0)	(0)	(4)	(5)	(11)	(19)	(10)	(9)	(5)	(4)	(2)	(1)	(3)	(1)	(0)	(-)		(74)
(スウェーデン)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)		(1)
(ノルウェー)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)		(1)
(デンマーク)	(1) <sup>注3</sup>	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		(16)
(イタリア)	(0)	(48)	(38) <sup>注4</sup>	(29)	(7)	(8)	(7)	(2)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		(144)
(スイス)	(15)	(42)	(24)	(21)	(3)	(3)	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)		(467)
(北アフリカ)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		(2)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2		184,627
米国	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	-		3
カナダ	0	0	0	2 <sup>注1</sup>	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1		21 <sup>注2</sup>
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	-		36
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0		2

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。(注3) 輸入牛において確認されたもの。(注4) うち2頭は輸入牛による発生  
(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。



## BSE対策の再評価依頼の背景(平成27年12月)

- 現在の国内措置の根拠の一つである平成25年5月の食品安全委員会の食品健康影響評価

- 2009～2015年にBSE摘発頭数はほぼ0となり、以降、日本において飼料等を介してBSEが発生する可能性は極めて低くなる。
- 当面の間、検証を継続することとし、将来的には、より長期にわたる発生状況に関するデータ及びBSEに関する新たな科学的知見の蓄積を踏まえて、検査対象月齢のさらなる引き上げ等を検討するのが適当であると判断した。



検査対象月齢の変更を実施した2013年7月から2015年11月末までに食用としてと畜された48か月齢超の牛481,207頭について、BSE検査の結果は全て陰性であり、BSE感染牛は発見されておらず、現在のリスクに応じてリスク管理措置を見直す必要があることから、国内対策の変更について、平成27年12月18日、食品安全委員会に諮問した。

## 【評価結果（検査対象月齢）】

- 現在と畜場において実施されている、食用にと畜される48か月齢超の健康牛のBSE検査について現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

引き続き、全てのと畜される牛に対すると畜前の生体検査が適切に行われなくてはならない。24か月齢以上の牛のうち、生体検査において、運動障害、知覚障害、反射異常又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するものを対象とするBSE検査が行われる必要がある。

(その他、飼料規制の実効性の確保、非定型BSEに係る知見の収集についても言及。)

## 【SRMの範囲（引き続き、評価依頼中）】

# 今後の対応 ～BSEスクリーニング検査対象月齢～

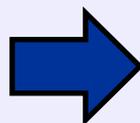
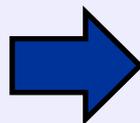
現 行

**48か月齢超※**

①24か月齢以上の牛で以下の症状を呈する牛

- 運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われた牛
- 全身症状を呈する牛

②その他の牛



見直し後

**健康牛については廃止**

①24か月齢以上の牛で以下の症状を呈する牛

- 運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われた牛
- 全身症状を呈する牛

※ 下記参照

※食品安全委員会より、症状牛のうち、全身症状を呈する牛について、自治体に対しその内容を適切に周知することについて意見があったことを踏まえ、症状牛についてBSE検査するための手順を以下のとおりとする。

BSEスクリーニング検査は、生後24か月齢以上の牛のうち、生体検査において、原因不明の運動障害、知覚障害、反射異常、意識障害等の何らかの神経症状又は全身症状(事故による骨折、関節炎、熱射病等による起立不能等症状の原因が明らかな牛は除く。)を示す牛についてと畜検査員が疾病鑑別の観点から必要と判断する場合につき実施する。

症状の原因の探索にあつては、出荷元農場における当該牛の病歴を診断書等により確認する。

なお、農林水産省の牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針においては、異常牛の臨床症状(特定臨床症状)について、以下のとおり示されているので診断の参考とする。

- 治療に反応せず、次のいずれかの行動を伴う進行性の変化
  - a 興奮しやすい
  - b 音、光、接触等に対する過敏な反応
  - c 群内序列の変化
  - d 搾乳時の持続的な蹴り
  - e 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
  - f 扉、柵等障害物におけるためらい等
- 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状

